

## 議案第 7 号

### あっせんの申立てについて

次のとおり、裁判外紛争解決手続によるあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年 8月26日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井 利 克

#### 1. 申立先

三重県津市桜橋2-96 三重県自治会館内  
公益財団法人三重県市町村振興協会 ADR事業運営委員会

#### 2. 当事者

- (1) 申立人 伊賀南部環境衛生組合  
代表者 管理者 亀井 利 克
- (2) 相手方 神奈川県大和市中央林間7丁目10番1号三機テクノセンター  
三機化工建設株式会社  
代表者 代表取締役 高橋 裕樹  
東京都中央区明石町8番1号  
三機工業株式会社  
代表者 代表取締役 石田 博一

#### 3. 申立ての趣旨

相手方による伊賀南部クリーンセンターの日報書換えにより、施設の安全安心、信頼性は失われ、これらを回復するためには、継続的な専門家によるデータ検証、周辺環境調査等の実施が必要である。この問題の解決のために生ずる費用について、相手方の申立人に対する相応の負担を定める和解契約を締結するため、あっせんを申し立てるものである。

#### 4. 手続追行の方針

次の者を代理人と定める。

三重県津市栄町二丁目466番地 楠井法律事務所  
弁護士 西澤 博 ほか12名